**答申(案)検討資料 　（未定稿 H27.2.18 ）**

一般用

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 委員の意見 | 　　　　　答 申（案･概要） | 実 務（案） |
|  | 中･長期的に実施を検討 |
| **◎理念・理想像** | ・大阪全体の景観特性が分かるものが無い。また、府は都市部(大阪市内等)にばかり気が向いていて、広域(郊外)の魅力が活かされていない。大阪の景観とはどんなもので、どの地域で何をしないといけないのかという問題意識を共有する必要（摂津･河内･泉など）。市町村の話を聞いてまとめるということでもよい。・基本方針(行政計画)より先に将来的な大きな景観構造を示すビジョンが必要。（今の都市景観ビジョンは策定から20年経つが、この間社会やインフラの状況が変わっているので、それにより景観構造も変わっていないかチェックする必要。・都市景観ビジョン(H7)の変更や新たなビジョンの作成を含めて議論すべき。・景観施策にはいろんな効果があるが、地域の愛着や愛情を語ることが出来ることが景観の強みであると思う。だから、基本方針(行政計画)には「地域をこうしていきたい」という思いを書いていたほうが良い。「我が愛すべき大阪」といった「愛」が無いと、事務的にはできても基準(規制)以上に良くなることはない。（合理主義になると愛着が湧かない。）・カジノでは景観は良くならない。普通の人を呼び込むことで景観は良くなっていく。 | 景観は、それぞれの地域の地理的・地形的条件や歴史的背景に立脚しつつ、そこに暮らす人々の愛着や愛情によって育まれるものであることから、地域ごとの景観の現状を認識し、大切にすべき景観や将来目指す方向を、府民・事業者・行政が共有しともに取組むことが重要である。大阪の景観は、市街化が進んだ中心的な都市部をイメージしがちであるが、歴史的景観や豊かな自然を有する地域など、地域毎に様々な特性があることから、景観形成のためにはその地域に応じた配慮がなされなければならない。これらを踏まえ、府は、脈々と培われてきた大阪の景観の特徴と価値を見つめなおし、目指すべき地域の景観形成の目標を示すべきである。そのために、市町村との連携･共同により、府民が共有できるような景観の姿を作成し示すべきである。①大阪の景観構造を解き明かす②①を受けて「大阪を代表する景観」を抽出する③その景観エリア毎に目指すべき方向を示すなお、①(大阪の景観構造の分析)の際は人々の生活･歴史･愛着など地域の生活に根ざした視点や、人口減･まちづくり･観光など社会的視点を入れて分析することが肝要である。また、景観は地域的な連続性をもつものであり、景観行政団体･非景観行政団体の区域の枠を超えて、府域全体で検討される必要がある。**○ 市町村と協力して、地域毎の自然･歴史･生活など人々が抱く原風景を意識しながら大阪の景観構造や目標像を提示し、府民と共有できるようにすること。** |  | ◎ 大阪の景観特性を分析したうえで景観構造を解き明かしたうえで、その理想とする景観像を写真やイラストなどビジュアル的に示し、府民が目指すべき理想像を共有できるようにする。（「まちなみ百景(H19)」の発展版など。）○ 都市景観ビジョン(H7)の更新。※課題：コンサル委託料が必要（H７実績：市浦1200万円(印刷費200万別途)） |
| **①景観形成の基本的考え方** | （ ※ 景観形成基本方針のスタイル ）　景観形成の基本的姿勢 | ・府が方針を定めて市町村にさせるというステレオ方式ではダメなので、基本方針(行政計画)を見直すとしても、各市の基本方針の多様性を認めるような書き方にしかならないのではないか。府の基本方針を「極限までそぎ落とす」ことも考えるべき。・なんでもかんでも基本方針(行政計画)に書けばいいというものではない。書くほど府の仕事が増え苦しくなるだけで効果的でない。やっている側が楽しく仕事が出来るような仕組みを作らないと、担当職員が替ると続かなくなる。・現在の基本方針(行政計画)は網羅的でメリハリがない。（参考情報：西宮市の都市計画マスタープランの改正の際、「市民の思い」の観点で書いたユニークな例もある。事前説明不足により結果的に行政内部では使いにくいと言われているが。）・資料は今のままでいいと思う(基本方針(行政計画)やその他の冊子などを作り直す必要性は低い)。・行政はツール(制度)ありきで、そのツールで景観ができていると勘違いしがちだが、そもそも景観とは他の様々な産業活動等の集積で成り立っているもの。景観施策を討つことで、スグに景観が変る(良くなる)というものではない。 | 市町村により、景観行政団体として自立しているところと、未だ景観行政団体化していないところがあるが、あくまでも景観行政の主体は市町村であり、大阪府の役割は、主役(プレーヤー)である市町村を支えるため、市町村間交流のコーディネートやプラットフォームの設置とともに、その情報のとりまとめ等が中心であるべきである。⑴景観形成基本方針(行政計画)のスタイルとしては　①今のままでよい　②あくまでも市町村や民が主導なので、現在よりスリム化し、府のできることのみの記述とするなどの意見がある。また、⑵府の役割としては、①非景観行政団体市町村への景観行政団体化支援（景観行政団体化するまでのフォロー。）②景観行政団体市町村の取組への支援③複数の市町村にまたがる景観について市町村どうしが景観行政を学ぶ｢場｣づくり。④市町村が共有できる大阪府の景観像の提示⑤広域的観点から特に景観形成を図る必要がある地域(景観行政団体市町村の区域を除く)の景観計画策定（※景観行政団体化していない区域であっても、広域的観点でないものに府が直接入っていくべきでない。市町村が主体になる仕組が必要。）等である。**○ 景観行政の主体は市町村であることの認識のもと、市町村が情報交流しながら景観行政を進められるよう、コーディネーター役やプラットフォームの推進などの支援のほか、市町村が参考にできる広域的方向性を示すなど、市町村が前面に立った行政ができるような支援を行なうこと。なお、基本方針は長期的には簡素化することも一つの方向と考える。** | ○「景観形成誘導推進協議会(市町村連携)」の活性化。　　・景観行政団体と非景観行政団体に分けた会議の開催(追加開催)　　・協議会HPを活用した情報共有。　　・協議会のホームページを活用し、各市町村が随時データを入力･共有することで、府下43市町村の取組状況が常に情報共有できるようにしていく。 | ○ 市町村の景観行政団体化促進。○ 非景観行政団体市町村への事務委譲促進。 |
| 景観形成の主体と役割分担 | ・景観施策の主体は市町村。・市町村のことは各市町村に任せ、市町村の連携･調整の場作りなどの支援をすることが府の役割。・府は、市町村の業務上の悩みを聞いてあげ、それをフォローするのが役割。・市町村で頑張っているところがあるので、それを学ぶこと。・弱い市町村(景観行政団体になっていない市町村など)でも、府が市町村エリアに入っていくのではなく、民のアイデアを入れる仕組を考えるべき。・もっと市町村の話を聞いてあげ、進んでいる市からは教えてもらい、進んでいない市町村にアドバイスしてあげたり。必要なのは施策ではなく事業(取組み)だと思う。各市町村の取組をネットで共有できるようなシステムがあるといい。・景観行政団体化することのメリットが見えないと、市町村としても団体化が難しい。・行政団体化したところと、していないところとでの、違いの評価が必要。 |
| まちづくりの方向 | ・長期スパンで考えると、人口減を見込んだ議論が必要(住宅地を森に戻すことや田園地区のあり方など）。（↑前述の「◎理念･理想像」と共通の課題。)・「景観づくり」という考え方は古い。今後は「まちづくり(景観の重要性を前提とした)」への展開が必要。（↑前述の「◎理念･理想像」と共通の課題。)・観光施策に寄与できるなどを、新たに基本方針(行政計画)に盛り込めば良い。・「観光客」「商売(利益)」として打ち出すとするなら、観光目的としながらも、結果的に愛着が持てて楽しめる景観が良くなる仕掛けを作ればよい。「楽しく取り組める」ことが大事（久委員）←（景観には情報発信機能もあるので、そのメリットをうまく活用すればよい。・仮に「観光の観点」で考えた場合でも、観光客をスグに増やすような景観施策など無い。地域の「再発見」や「悪くならないようにする」など地域の価値をどうとらえなおし、どう活用するかを考えるべき。・空地・空家対策を景観行政に取組んでいる自治体もあるが、府はどう考えるか。 | 大阪の将来の景観を考えるとき、人口減少や空き家の増加を見込んで議論する必要があるほか、景観行政の目的として、成長戦略において「観光」が重視されていることから、観光資源やまちづくりからの観点からの景観形成のあり方を明確にしておくべきである。基本方針(行政計画)の見直しにあたっては、①「景観づくり」は「まちづくり」であること②景観形成は観光振興に寄与すること③｢人口減少｣が土地利用（景観）に影響を及ぼすこと④｢夜間景観の演出｣や｢屋外広告物の有効活用｣なども考慮しながら方向性をまとめること。**○ 景観形成基本方針(行政計画)の改正にあたっては、｢まちづくり｣｢観光｣｢人口減少｣等の要因を踏まえておくこと。** |  | ○ 基本目標の見直しを検討。（｢まちづくりの視点｣「観光資源の観点からの基本的姿勢」等。） |
| **②景観形成の目標** | 景観大阪の |  |  |  |  |
| 基本目標景観形成の | ・「大阪の景観」は「都市の景観」なのか？(違うはず)。今の基本方針の表現「美しい世界都市大阪･･･」はおかしい。・機能としては都市機能を持っているが、景観が都市というのは違う。 | 現在の基本方針(行政計画)では景観形成の目標が「美しい世界都市大阪･･･」とあるが、上述した「市町村が共有できる大阪府の景観像の提示」を踏まえて適切なものにする必要がある。**○ 大阪の景観の目標設定の視点としては、場所性･生活文化･歴史性など、様々な観点があることから、あらためてじっくりと議論すること。** |  | ○ グローバル化や地域性など様々な観点で議論すべき重要なテーマであることから、慎重に議論していく。 |
| **推進する地域****③景観形成を** | ・府は、都市部(大阪市内等)にばかり気が向いていて、広域(郊外)の魅力が活かされていない。 |
| **④施策の体系** | 景観法の運用景観条例・ | ・府の近年の取組が、都市景観ビジョンや景観形成基本方針ほか何に基づいて実施されているか整理し、その上で足らないことを考えるべき。・今後の景観計画区域の指定について検討が必要(追加の要否)。規準などディテールの見直しは不要。・府は広域にわたる景観軸のことは書いても良いが、地域ごとの細かい内容の方針は要らない(それは各市町村)。・景観重要建造物(樹木)の指定等、景観法の制度は活用されているか。 | （府の取組を基本方針(行政計画)の項目に分類して審議会に提示。更に軸などを追加するかは今後検討。）（府は現在も「景観計画は広域にわたる景観を対象」としている。）景観重要建造物(樹木)の指定等、景観法の制度が活用されていないが、建造物(樹木)の所有者が感じる指定による制約やデメリットを検証し、法律の制度が活用できるよう更なる検討･工夫が必要である。**○ 景観重要建造物の指定等、景観を護るために法律が用意している制度が活用できるよう工夫すること。** |  | ○ 景観構造を明らかにしなおした上で、景観計画区域の追加が必要か等を検討。○ 景観上重要な建造物(樹木)を護っていくことによる機運醸成。具体的内容は景観形成誘導推進協議会(市町村連携)で議論していく。 |
| 施策の体系 | ・景観施策を評価する仕組を作る必要(PDCAサイクル等)。・何をしたのか「白書」的なものが作れないものか。・景観に付加価値を求めるとき、誰が費用負担するのか？。景観阻害要因を取り除く、基準を守らせるだけでなく、金や権限を渡すなどの飴を考える必要がある。・力を入れて「まちなみ百景」を作ったのに、その後の活用やフォローがない。・民間の誘導策を推進すべき。・今井町など行政が積極的に関わらない「民主導」のまちづくりの方が上手くいく。民が動きやすい仕掛けや仕組みを作り、サポートしていくことが行政の役割として重要。府市だけではない多様な展開ができる「行政のあり方」の議論が必要。 | 　府は広域行政体の役割として、景観行政団体･非景観行政団体を問わず、府下全ての市町村の取組状況を把握･検証し、効果的に施策を講じる役割がある。**○ 各市町村が行なっている景観行政をとりまとめ、府民が大阪の良さを実感し、理想とするような景観･目標など府全体の景観特性･景観形成の進捗や効果を、府民に分かりやすく示すべきである。**景観形成の取組主体は各地域の人々であることから、行政が一方的に制度を作るのではなく、民の意見を聞き、自主的な活動を引出し育てていくことが重要である。府民の参加を得て選定・作成された「大阪まちなみ百景」は大阪の景観をビジュアル的に理解でき、護るべき景観像･目指すべき景観像を共有するうえで非常に有効であった。こうした取り組みを見直し･更新していくことによって府民の景観に関する関心を増進させることができる。今後もこうした取り組みを継続･発展させていく必要がある。**○ 「大阪まちなみ百景」等ビジュアル的で親しみやすく、府民が目指すべき大阪の景観を共有できるような景観資源を集めた冊子等を、景観形成の主役である府民や事業者と一緒に作成･継続･発展させていくとともに、これらの景観資源を護り育てる活動を発展させていけるよう機運醸成を促進していくべきである。** | ○ 府･市町村の取組状況を集約し、府域全体の景観形成の成果を数値等で評価できるようにする。○「美しい景観づくり推進会議(民間会議)」の活性化。○ 推進会議のアドバイザー制度の活性化（地域活動への助言など）。○「景観サポｰタｰ」の活性化。○ 地元や民間事業者等と連携した、景観を護り活かす活動。 |  |
| 施策との連携さまざまな | ・府は、制度や手続きのことばかりやっていて、大阪の景観を守り、活かすことができていないことが問題。・府は、推進会議(民間共同)を行っても、それ以後の取組がなされていない。・公共事業できちっと配慮することが重要(できていない)。職員の意識向上が必要。（特に道路。） | ◎「まちなみ百景」を発展させる等により、大阪の景観特性と美しい景観写真を集めた、ビジュアル的な府民向けの啓発資料(冊子)を作成する。（上記「◎理念･理想像」と同じ。） |
| **○ 公共施設(建築物･道路･工作物)の景観形成の取組を促進すべきである** | ○「美しい景観づくり連絡調整会議(庁内連携)」の活性化。 |  |
| **⑤体制づくり** | ・景観の取組みは増加しているが人員は減少している。職員数と実務量の関係を考えた方が良い。新たな取組みよりも、府が本来的にやるべきことの整理が必要。・政策的に、取組みの必要性を位置づけて、予算や人員を確保していく必要がある。基本方針等を変更する場合、人員を一人ぐらい増やした方が良い。・土木事務所が行なっている地域支援や住民との勉強会などは良い例。長屋(古い建物)の活用に向けた需給が合致するよう仕掛け作りなども必要。奈良県は継続的にまちづくりに関わるコンシェルジュ制度という取組みを行っている。・府のパンフレットは、規制ばかりが書かれていて、大阪の景観の魅力が伝わってこない。 | 景観行政には長期･継続的な取組が必要であるが、人員･予算に制約がある実情を踏まえると、より厳選した効果的な取組が求められる。　広域行政体の役割として最低限必要な基本的な業務内容を把握したうえで、組織の状況に見合った取組を計画的に進めるべきである。**○ 基本方針(行政計画)に長期的な行動計画を組込み、効果的に推進すべきである。** | ○ 基本方針の中に｢行動計画｣を組込む。 |  |